

《特集》原発のない社会へ——現地から、世界から

核武装潜在力としての原子力体制の解体へ

——安保・沖繩・脱原発

武藤一羊

日本における原子力利用が、一九五四年、ビキニ水爆実験の直後に中曽根康弘たちによる原子炉建造のための二億三五〇〇万円の科学技術振興追加予算の提出と可決に始まるとは、どんな年表にも載っていない。だがその提案趣旨の驚くべき文言を私は藤田祐幸の「戦後日本核政策史」で読むまで知らなかった。三月四日、衆議院本会議で提案趣旨を説明したのは改進黨の小山倉之助だったが、藤田によれば、その「趣旨説明は、冒頭から昨今の軍事情勢から説き起こし、最新の兵器を扱うためには教育と訓練が必要であり、原子兵器を理解し、これを使用する能力をもつために、原子力予算を上程すると言った」ものであった。小山は述べた。「MSAの援助に対して、米国の旧式の兵器を貸与されることを避けるがためにも、新兵器や、現在製造の過程にある原子兵器をも理解し、またこれを使用する能力を持つことが先決問題であると思うのであります」。提案されていたのは、平和利用ではなく、核兵器使

用の能力を養うための原子炉導入であった。藤田は「原子力と軍事の問題が、日本の議会で、これほどまで露骨に論ぜられたことは、無論空前であり、絶後であった（と信じたい）」としている。

しかしそれ以後、こうした発言は姿を消す。原子力のもっぱら発電の領域、他方核武装の方は憲法解釈の領域と、住み分けが始まったのである。憲法解釈では、現行憲法の下でも日本は核兵器をもちうるというこれも驚くべき解釈の皮切りは岸信介の発言であった。一九五七年、政権に就いた早々、岸は、参議院で、自衛権の範囲なら核保有は可能だとし、衆議院でも「核兵器という名前がつくだけでみな憲法違反であるというが、そうした憲法解釈は正しくない」とした。一九六〇年の安保改定で日本を米国の覇権戦略への自発的な参加者に組み込んだあの岸信介である。この立場は以後歴代自民党政府によって引き継がれ、繰り返し確認されてきた。他方、原子力産業はエネル

ギー産業として、軍事とは違う言説空間に移されたのである。こうして実体と名分は別々に用意され、いつでも合体できるよう並べて置かれることになったのである。

「国家安全保障」のための原子力

六〇年代半ばには発電用軽水炉発注の世界的ブームが訪れる。日本でも、一九六六年の東海村での第一号発電炉の稼働につづいて、一九七〇年代にかけて商業用原子力発電所が急速に拡大し、一大産業としてテークオフする。一九七〇年代二〇基、一九八〇年代一六基、一九九〇年代一五基、二〇〇〇年代五基と、「ほぼ直線的に」年間一五〇万キロワットのペースで増加したのである（吉岡、三四ページ）。五〇年代の「軍事利用か、平和利用か」といった問題構成は消え去り、原発はただの発電事業になったかに見えた。

しかしそれはエネルギー政策を超えるなものかの誕生であった。国家の中核に原子力として総括される堅固な構造が出現したのである。科学史家吉岡斉はこうして形成された原発をめぐる構造を「原子力体制」と呼び、その政策の特徴として、「国家安全保障の基盤維持のために先進的な核技術・核産業を国内に保持するという方針」であるとして、それを「国家安全保障のための原子力」の公理と呼んだ。吉岡はこの「公理」をこう定義する（吉岡、一三ページ）。

「国家安全保障のための原子力」の公理とは、日本は核武装を差し控えるが、核武装のための技術的・産業的な潜在力を保持する方針をとり、それを日本の安全保障政策の主要な一環とするということである。それによって核兵器の保持を安全保障政策の基本に据えるアメリカと、日本の両国の軍事的同盟の安定性が担保されている。「国家安全保障のための原子力」という言葉の付帯的な意味には、先進的な核技術・核産業をもつことが国家威信の大きな源泉となるという含意がある。いわば「原子力は国家なり」という含意である。また第二次世界大戦期の日本特有の歴史的経緯も手伝って、この国家安全保障という言葉には、エネルギー安全保障の含意もある。一般国民向けにはこの含意が強調されて語られる。この公理の観点からは、核技術の中でもとくに機微核技術〔注：ウラン濃縮、使用済み核燃料再処理など〕に高い価値が与えられる。いずれにせよ、国家安全保障との密接なリンクージュゆえに、原子力政策は日本でも国家の基本政策の一分野であると考えられている。

こうして「原子力開発利用を担う所轄省庁の主導権のもとで、利権を有するステークホルダー所轄省庁、電力業界、政治家、地方自治体有力者の四者を主な構成員」とし、「これにメーカー、原子力関係研究者を加えた六者」が構成す

る「インサイダーの利害調整にもとづく合意にしたがって政策」を定めていく複合体がつけられたと、吉岡は指摘する。「原子力村」の形成である。

「国家安全保障」の核としての原子力体制という視角は、3・11以後の今日の事態を全体として把握するうえで、不可欠だ。「原子力村」はたんなる電力産業と官僚の癒着による利権集団ではないし、原子力問題はただのエネルギー問題ではないが見えてくるからだ。それは核武装のための潜在的能力としても生み出され、維持・発展させられてきたのである。

だがどのようにそれは確立されたのだろうか。

核武装への接近——佐藤政権

六〇年代後半、日本の核武装を政策的検討の対象にしたのは佐藤栄作首相であった。佐藤政権の七年間（一九六四～七二）は、世界状況、とくにアジア状況が激変した時期だった。ベトナム戦争と中ソ対立、ラディカルな社会運動の噴出の時代であるが、「核」こそはこのドラマ全体の影の登場人物だった。中国の核実験から始まり、中ソ核対決、五大国の核独占をはかる核不拡散条約（NPT）の調印と、この時代の最後は、中ソ核対立を背景とする米中接近という外交的軽業で締めくくられるのである。

この期間、佐藤政権は、ベトナム戦争で明確に米国を支

持し、日韓条約に調印し、米国との間に沖繩返還交渉を開始した。国内ではそれは、国家権力と既成社会秩序にたいする反乱が全国に広がった激動の時代だった。そして米国の戦争に直接に全面的に組み込まれた沖繩では、祖国復帰運動が、「核抜き、本土並み」「反戦復帰」の旗をかかげて、沖繩を米国統治下に遺棄した日本政府に迫っていた。

このなかで、佐藤首相は、極秘のうちに核兵器製造・核武装化の検討を命じた。佐藤は、一九六五年の就任直後に訪米してジョンソン大統領と会談するが、そのさい別室で、中国の核保有に日本はどう対応するかと問うたラスク國務長官に、自分個人としては、日本も核兵器を持つべきだと考えていると告げたという。藤田祐幸は前出論文で、ここで佐藤は、日本の首相としてはじめて「核武装問題を外交カードとして使った」としている。

この期間、佐藤の指示の下で、日本核武装についての研究・検討が、内閣、外務省、防衛庁、海上自衛隊幹部などによって、公式、半公式、私的形態で精力的に推進された。当時の国防会議事務局長だった海原治が防衛庁中堅幹部で組織した「私的」集団「安全保障調査会」による「日本の安全保障」シリーズ（朝雲新聞発行）を始め、日本核武装の技術的・戦略的・外交的・政治的可能性を探索する研究と提言が続々と作成された。「日本の安全保障」六八年版では、日本の原子力施設を核兵器生産に転用する可能性を

詳細に検討、日本が核武装するとすればウラン爆弾ではなくプルトニウム爆弾が適切だが、そのためには再処理工場の建設が不可避とする論文が掲載された。こうして核武装問題は、この時期、憲法論の抽象性から、具体性のレベルへと着地したのである。

さて、これらの検討の結果、核武装についてどのような結論がえられたのだろうか。一連の検討の集約として「わが国外交政策の大綱」（一九六九年九月）という極秘文書がつけられたが、核保有については以下の短い定式にまとめられた。

核兵器については、NPTに参加すると否とにかかわらず、当面核兵器は保有しない政策をとるが、核兵器製造の経済的・技術的ポテンシャルは常に保持するとともに、これに対する掣肘はうけないよう配慮する。又、核兵器一般についての政策は国際政治・経済的な利害得失の計算に基づくものであるとの趣旨を国民に啓発する。

これは原子力をいつでも核兵器製造に振り向けうるレベルに保持しておくとともに、NPTには加盟しないか、加盟してもその縛りを外す方策をとるという一方的宣言である。「核兵器を保有しない政策」も「当面」という限定がついている。そして、国民にたいしては、核兵器をもつか

どうかは、損得計算の問題なので、絶対的に非保有と決めるべきでない、と教え込もうというのである。加入の是非をさんざん議論したあと、日本は一九七〇年にNPTに署名するのだが、その際も「条約第一〇条に、『各締約国は、この条約の対象である事項に関連する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認めるときは、その主権の行使として、この条約から脱退する権利を有する』と規定されていることに留意する」とわざわざ脱退権を強調してみせた。批准はやっと一九七六年になってから行われる。

今日に連なる原子力体制は、ほかならぬこの時期の核武装ドライプによって生み出されたのである。日本の核能力は「わが国の外交政策大綱」の線に沿って、展開され、根を下ろした。高純度プルトニウムを製造するためのプロジェクトとして動力炉・核燃料開発事業団（動燃）が科学技術庁傘下に設立され、再処理工場と高速増殖炉の技術開発を目標することになったし、核兵器運搬手段となるロケットの技術開発を国家戦略の下に統合するため、宇宙開発技術院が科学技術庁傘下に設立された。これらが「核兵器製造の技術的・経済的ポテンシャルを保持」するためのものであることを見破られないようにするため「核燃料サイクル」計画がこの時期に打ち出される。それは「プルトニウム開発」が核兵器製造の準備ではなくて、あくまで「エネルギー政策の一環であることを内外に喧伝する」ためにで

あつたと藤田はいう。しかし増殖炉自身が兵器用の高純度のプルトニウムを生産してしまうので、外からの疑惑を消すことにはならないのであるが。

核武装カードと沖繩返還

他方、「核武装カード」の方は役立っただろうか。役立ったとすれば、核武装を匂わせた後で、当面は核を保有しないと譲歩し、それを「非核三原則」で保証して見せる、それと引き換えに沖繩の「核抜き返還」を承諾させ、さらに独自核の断念との引き換えに、日本に対する米国の核の傘を保証させるという取引を成立させたということであろうか。しかし米国の方が一枚上手であった。沖繩取引には、有事に自由に核持ち込みを認めるという密約が付随し、「核抜き返還」も非核三原則も最初から尻抜けになっていた。何より施政権返還は、米国の軍事植民地の管理を日本に任せることで、沖繩の民衆の抵抗への対処を日本政府にやらせようとするためのものであった。そして一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明の段階では、朝鮮半島を含む極東の安全への日本の全面的対米コミットメントの約束など、米国防略への一層の忠誠を誓わせるものであった。

しかしこれほど米国の意を迎えてみせたにもかかわらず、ニクソンとキッシンジャーは日本を置き去りにして、新しいアジア外交を展開し始めた。一九七一年七月のキッシン

な軍事的紛争に対して、核の傘が適応されるなどということ、私はきわめて疑わしいと思っています。……我々が核兵器を、自国のために使うのと同じように、日本のために使うのではないことは当然です。……しかし日本は核兵器を非常に迅速に作る能力を持っています。

周恩来——あり得ることです。

キッシンジャー博士——もし我々が撤退するとすると、原子力の平和利用計画によって日本は十分な量のプルトニウムを保有していますから、とても簡単に核兵器を作ることが出来ます。ですから、我々の撤退にとって代わるのは、決して望ましくない日本の核計画なのであり、我々はそれに反対なのです。

すでにこの時期、潜在的な核兵器保有能力を外交的カードとして使うという卑屈な路線の破綻が示されていた。このカードはむしろアメリカが中国にたいして使ってきた。そしてそれによって、日本にたいしては、日本の核武装決定はアメリカによってなされるものだという含意を伝えるという意志を伝達する役割も果たしてきたのである。

それでもなおこの路線は固執され、巨大な原子力レジームは維持され、五四基の原発、再処理施設などが列島沿岸を取り囲むにいたったのである。そして、安保・沖繩・原子力という三要素が、圧倒的なアメリカの覇権システムの

ジャーの北京秘密訪問から一九七二年のニクソン訪中へと米中和解が急速に進められた。つい前年まで中国の国連締め出しに忠実に一票を投じてきた日本には一言の相談もなくである。日本政府にとってこれは平手打ちであった。

だが無視されただけではなかった。一九七一年の二度にわたる北京会談のなかで、キッシンジャーと周恩来は日本を共通の話題の一つに挙げて、日本の核武装とアジアへの再進出にたいする警戒という点で一致したのである。

刺激的なやり取りを抜き書きしてみよう（毛里・増田、一九七〇年八月ページ）。

キッシンジャー博士——自力で自らを防衛する日本は、周辺にとつて客観的に危険な存在となるでしょう。……それゆえ私は、現在の日本の対米関係が、実際には日本を抑制しているのだと信じています。……ですから、我々が日本について相互に理解し、我々双方が、日本に対して抑制（力）を示すことが必要なのです。……我々は日本の核武装に反対します。

周恩来——もしあなた方が、日本の核武装を望まないとこののなら、それは日本が他国を脅かすために、あなた方が防衛的な核の傘を提供するということですか？

キッシンジャー博士——仮想の状況についてお話しするのはとても困難ですが、日本の行為によって生じるよう

下で、相互矛盾を含んだまま「国家安全保障」の骨組みに統合された。非核三原則（プラス核密約）は、この構造を国内の憲法体制に伸縮自在に結び付けるゴム紐のような役割を果たした。

その三要素の組み上げかたは次のようなものであった。米国は沖繩をいぜんとして自由使用の権利を有する軍事植民地とみなしつつ、その管理を日本国にゆだねることで統治責任から免れる。日本国は沖繩を国内植民地として統合し、基地つき沖繩の統治責任を受け入れ、この組み立てを提供することと引き換えに、米国の戦略システム（核の傘）による「保護」の保証らしきものを獲得する。その下で日本は、米軍戦略の一翼としての自衛隊の強化につとめるとともに、原子力レジームの砦によって独自核武装の技術的・経済的基盤の保持、能力強化を追求し続ける。この組み立ては、日本国家の「安全保障」の骨組みとして、沖繩返還を契機に確立された。そして、驚くべきことに、その大筋は四〇年後の今日にいたるまで維持されている。

進路を変えよ——脱原発と脱安保

福島第一原発の破綻は「原子力産業」を座礁させた。国家安全保障の核としての原子力産業と、エネルギー産業としての原子力産業とは一つのものである。したがってその全体が、福島原発の建屋さながらにポロポロになった。そ

れをその二つの資格において完全に解体すべきときである。進行中の解体過程を最後まで推し進めるべきである。それは利権集団としての原子力村の解体にとどまらない。米国の核の傘を当てにしつつ核兵器生産能力としての原子力を組み込んでたてられていた戦後日本の「安全保障」体系全体が壊れ、維持不可能になったことが示されている。

だが原発推進勢力は、そう簡単に引き下がらないだろう。力関係によっては、自然エネルギー開発や新規原発の建設の取りやめなど一定の譲歩は余儀なくされても、かれらは核能力の核心部分を死守するため猛烈な巻き返しに出るだろう。エネルギーと経済の必要を持ち出して、多数派住民を脅迫にかかるだろう。かれらのもっとも政治的な部分は「国家安全保障の核」としての原子力レジームを解体させまいと構えている。そして原子力村全体としては、確立した自己利益を最小限の損失で死守しようとする。しかしこの方向にどのような未来図も描くことはできない。

すでに、原発レジームの破綻とならんで、沖縄に安保の重荷を輸出することで維持されてきた安保隠しの体制も破綻した。そして、沖縄の抵抗が、ヤマトの国内植民地支配拒否をつうじて、もう一度中央政治に日米安保関係を突き入れてくるなかで、安保・沖縄と原発という二つのイッシュユウの深部でのつながりは地下から姿を現し、誰の目にも見えるものになるだろう。

この状況は日本列島社会の新しい見通しを要求する。米国の核の傘か、自立した核武装かという破産した図式を捨てた地点に、新しい対米関係を打ち立てることが必要である。新しい見通しは、非軍事化のそれである。そのカナメは非核化である。アジア地域をめぐる関係全体を非軍事化する下からの——民衆レベルの——非戦・非暴力の連帯を基礎にして、日米関係の非軍事化——そのカナメは沖縄からの米軍基地の完全撤去——と東北アジアの多角的平和保障関係の形成にむかう見通しである。そのためには、日本が米中の覇権戦略のどちらにも加担しない非覇権の立場を明確にし、領土問題をふくむ懸案を武力による威嚇によらずに解決する新しい方式を見出すことが必要である。

3・11がもたらした日本国家の破綻状態からの脱出口は、まず戦後日本の二重の核依存ときっぱり手をきることにあ
る。そしていま広がりつつある脱原発の動きは、そのプロ
セスの始まりを告げている。

〈参考文献〉

藤田祐幸「戦後日本の核政策史」、植田敦・藤田祐幸他『隠して核武装する日本』、影書房、所収
毛里和子・増田弘監訳『周恩来キッシンジャー機密会談録』、岩波書店

吉岡斉『原発と日本の未来』、岩波ブックレット

(むとう いちよう／本誌編集委員)